

介護サービス事業所に対する監査結果の状況及び 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する 届出・確認検査の状況

(注) 計数の集計に当たっては、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により、次に示す自治体のデータは反映していない。

- | | |
|-------------|---|
| ○岩手県（ 1自治体） | 陸前高田市 |
| ○宮城県（ 1自治体） | 気仙沼市 |
| ○福島県（15自治体） | 須賀川市、相馬市、南相馬市、国見町、川俣町、広野町、
檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、
新地町、川内村、飯舘村 |

1. 指定取消処分 of 推移

平成 14 年度以降、概ね 80 件から 100 件程度で推移している。

一方、事業所数は増加傾向（参考：請求事業所数 107 千事業所（平成 14 年度）から 255 千事業所（平成 22 年度））であり、指定取消件数は、年度ごとの増減はあるものの、長期的にみれば事業所の増加に比較して増加しているとはいえない状況である。

これは、事業所の法令遵守の意識が高まってきている一方、自治体の十分な指導監督体制が確保できているか懸念されるところでもある。今後さらに増加が見込まれる事業所に対して、適切な指導監督を実施する体制がより一層確保されることが望まれる。

なお、聴聞通知後廃止件数は、平成 21 年度以降 1 件となっており、これは法改正（平成 21 年度 5 月 1 日施行）により、事業の廃止・休止後 10 日以内の事後届出制から 1 月前の事前届出制となったことにより、処分逃れを目的とした休止・廃止の届出が防止されるようになったことが要因と考えられる。（件数の推移については、下図参照のこと）

（聴聞通知後廃止件数）

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
2 件	13 件	4 件	0 件	1 件

2. 指定取消処分等の状況（平成 12 年度から平成 22 年度までの累計）

（1）法人種別ごとの状況

法人種別毎の事業所数の違いを踏まえる必要があるが、指定取消等件数については、営利法人が最も多く、全体の件数の約 3/4 を占めている。なお、平成 22 年度の単年度についても、同様に営利法人が約 3/4 を占めている。

（2）サービス種別ごとの状況

訪問介護（介護予防を含む）が 371 件と一番多く、続いて居宅介護支援が 191 件、通所介護（介護予防を含む）が 100 件となっている。なお、平成 22 年度の単年度については、訪問介護（介護予防を含む）が 54 件、居宅介護支援が 12 件であり、続いて通所介護（介護予防を含む）、福祉用具貸与（介護予防を含む）、特定福祉用具販売（介護予防を含む）が同数で 8 件となっている。

（3）取消事由の年次推移

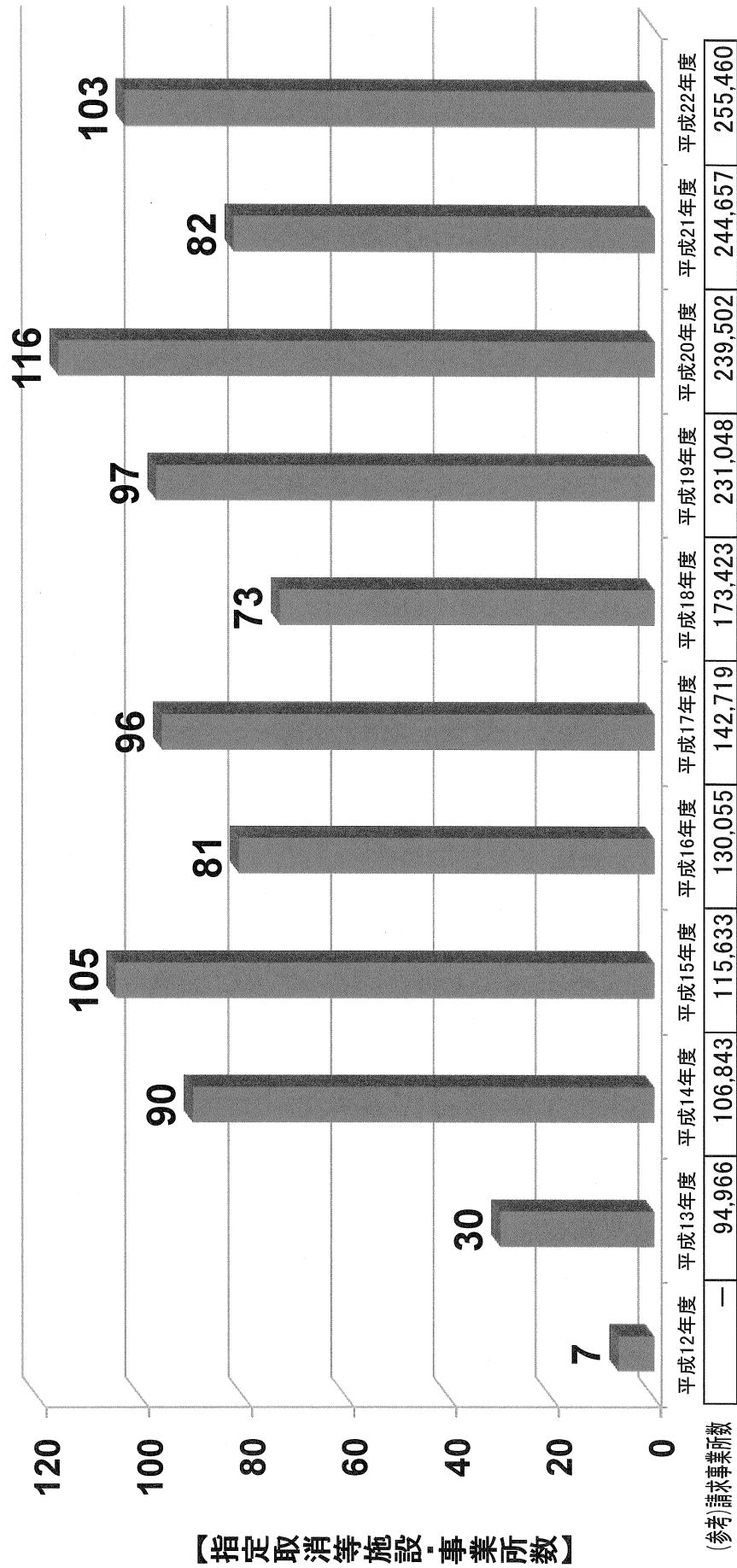
平成 18 年度から平成 22 年度までの取消事案に対しての該当する処分事由の割合については、1 件の取消事案に対し複数の取消事由が該当する場合があることに留意する必要があるが、平成 20 年度、平成 21 年度と「介護給付費の請求に関して不正」が最も多く、平成 22 年度は「不正の手段により指定を受けた」が最も多い取消事由となっている。

なお、「介護給付費の請求に関して不正」も依然高い水準となっている。

また、1 件の取消に対して該当する取消事由は、平成 18 年度から平成 22 年度まで平均して 1.92 となっている。

1. 指定取消等処分のあった介護保険施設・事業所内訳 【年度別】(平成12年度～22年度)

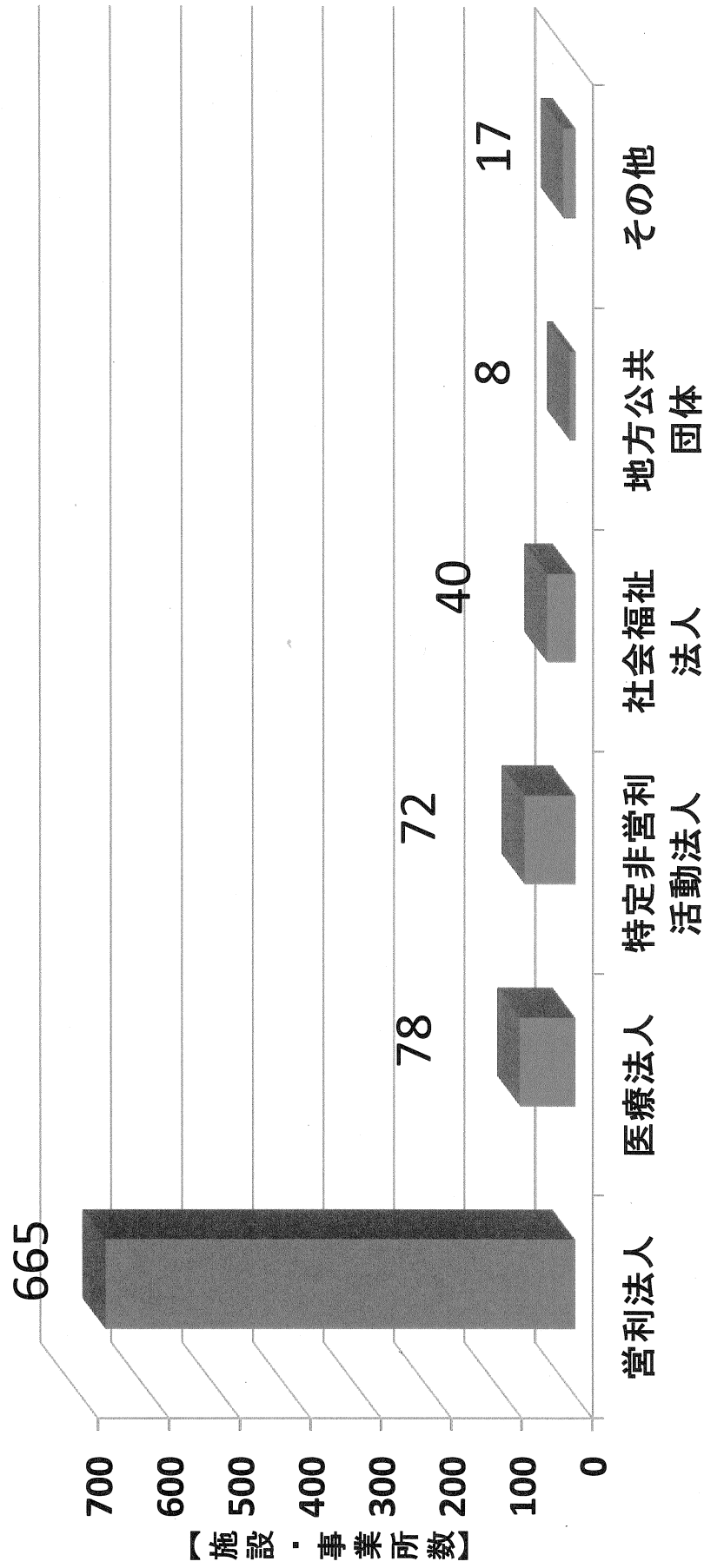
指定取消等施設・事業所数(合計): 880事業所



※請求事業所数は、「介護給付費実態調査報告」の各年5月審査分

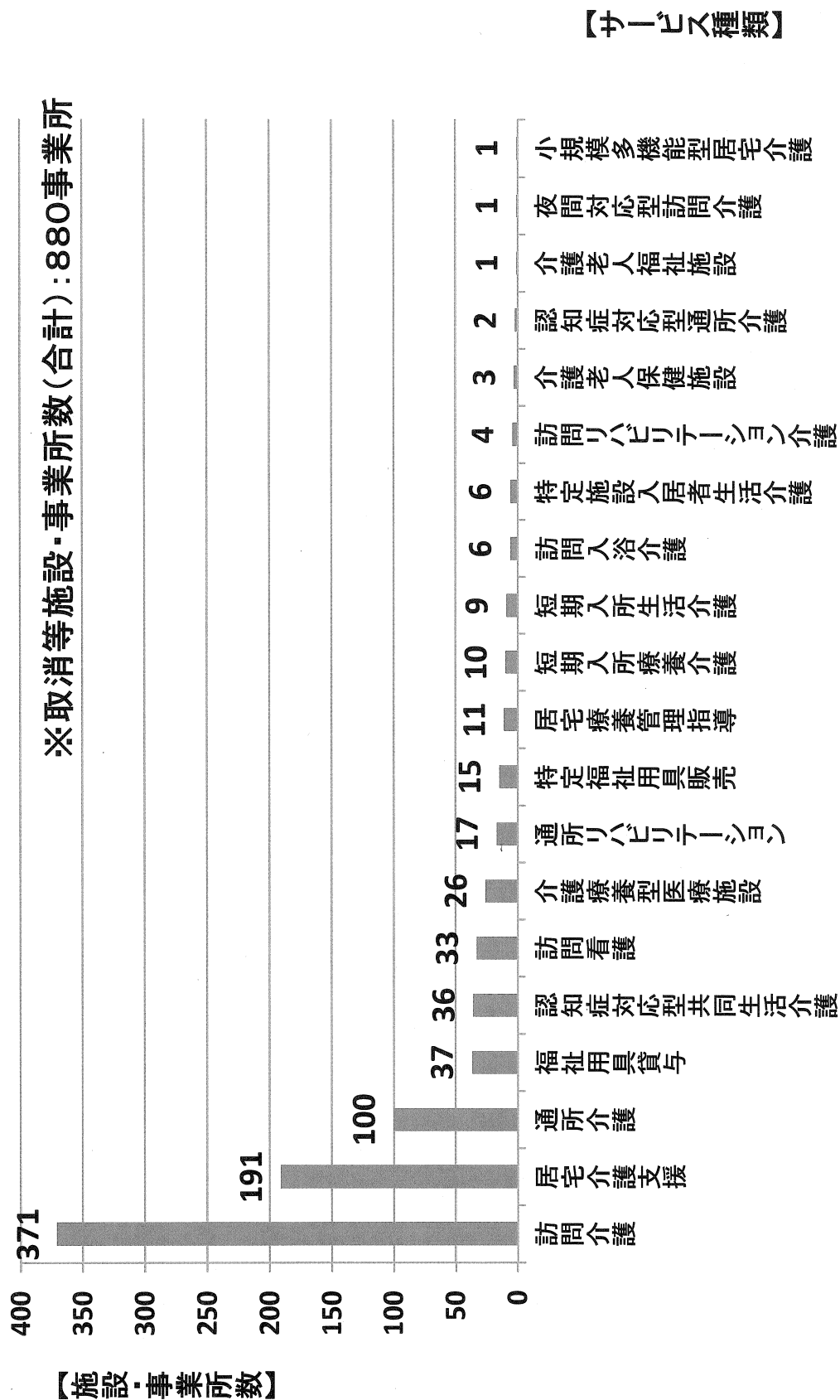
2. 指定取消等処分のあった介護保険施設・事業所内訳 【法人種類別】(平成12年度～22年度)

※取消等施設・事業所数(合計):880事業所



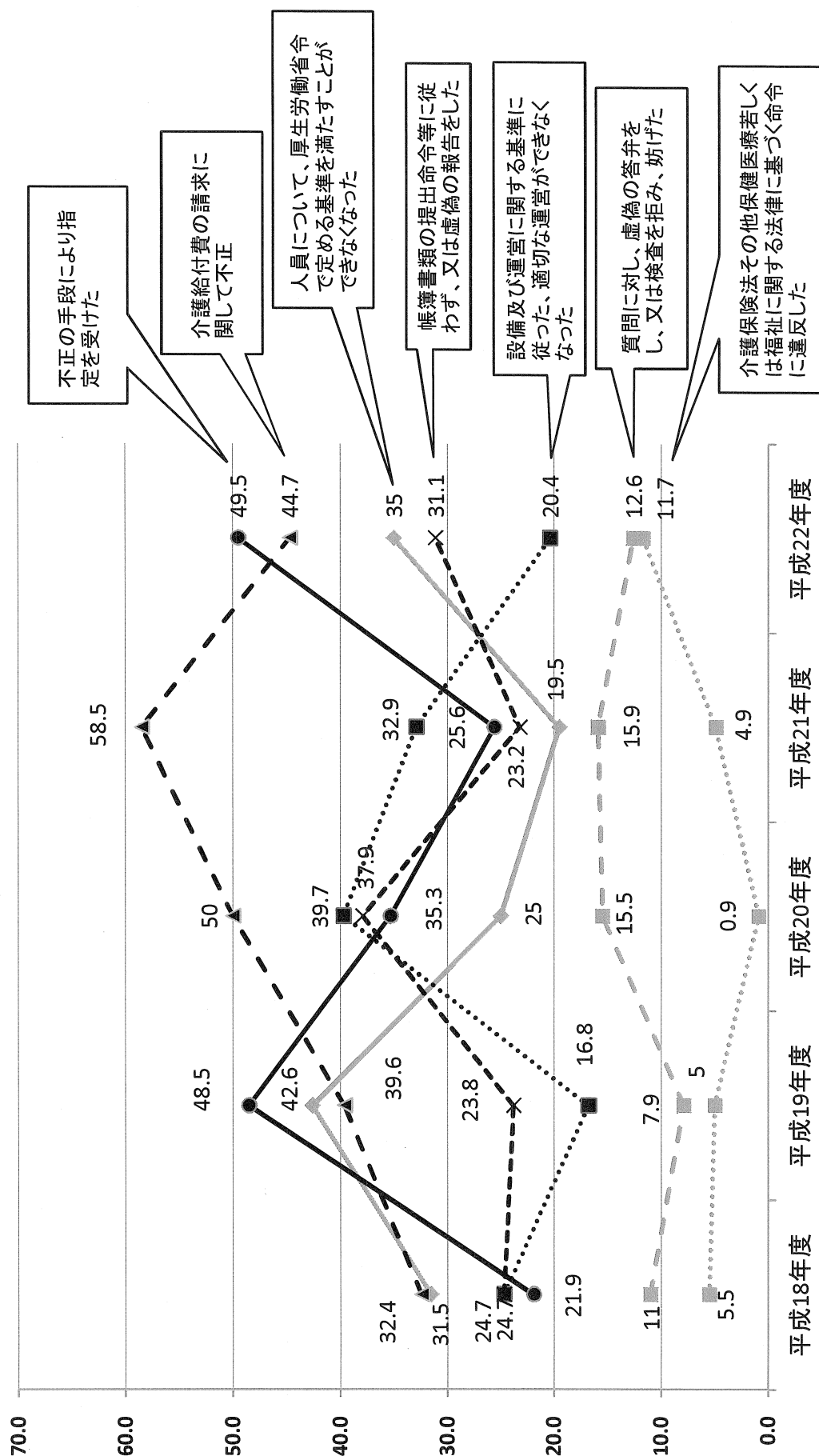
【法人種類】

3. 指定取消等処分のあった介護保険施設・事業所内訳 【サービス別】(平成12年度～22年度)



※各サービス毎の件数には介護予防サービス分を含む

4. 取消事由の年次推移(平成18年度～22年度)



※各年度の取消件数を100とした時の割合

※複数の取消事由が該当する場合には、各取消事由ごとに計上

5. 指定取消等の状況(平成22年度)

取消事由	人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなかった	設備及び運営に 関する基準に 従った、適切な 運営ができなくな った	介護給付費の 請求に関して不正	帳簿書類の提出 命令に等に従わ ず、又は虚偽の 報告をした	質問に対し虚偽 の答弁をし、又 は検査を拒み、 妨げた	不正の手段によ り指定を受けた	介護保険法その 他保健医療若し は福祉に関す る法律に基づ く命令に違反した
根拠条文(例)	第77条第1項第2号	第77条第1項第3号	第77条第1項第5号	第77条第1項第6号	第77条第1項第7号	第77条第1項第8号	第77条第1項第9号
訪問介護	(37)	8	6	23	10	2	4
訪問看護	(1)	1			1		1
通所介護	(5)	2	1	3	2	1	3
通所リハビリテーション	(1)			1			
短期入所生活介護	(1)			1	1	1	
特定施設入居者生活介護	(1)			1	1	1	1
福祉用具貸与	(4)	3	1		1		3
特定福祉用具販売	(4)	3	1		1		1
居宅介護支援	(12)	2	6	7	2	2	3
介護療養型医療施設	(1)	1			1	1	1
介護予防訪問介護	(17)	5	3	4	5	1	10
介護予防訪問看護	(1)	1			1		1
介護予防通所介護	(3)	2	1	2	2	1	2
介護予防短期入所生活介護	(1)			1		1	
介護予防特定施設入居者生活介護	(1)				1	1	
介護予防福祉用具貸与	(4)	3	1		1		3
特定介護予防福祉用具販売	(4)	3	1		1		3
小規模多機能型居宅介護	(1)			1	1	1	
認知症対応型共同生活介護	(2)	1		1			2
介護予防認知症対応型共同生活介護	(2)	1		1			2
合 計	(103)	36	21	46	32	13	51
							12

※()内は平成22年度に指定取消処分(聴聞通知後廃止含む)を受けた事業所件数

※複数の取消事由が該当する事業所については、各取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各取消事由の合計は一致しない

6. 取消事由の事例(平成22年度)

取消事由	根拠条文(例)	違反事例
人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった	第77条第1項第2号	・介護支援専門員である計画作成担当者が長期間にわたり不在であった。 ・指定時から管理者が未配置。
設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなった	第77条第1項第3号	・アセスメント、モニタリングの未実施。 ・利用者に対して訪問介護計画の説明を行わず同意も得ていなかった。
介護給付費の請求に関して不正	第77条第1項第5号	・看護職員数が人員基準を満たしていない事実がありながら減算せず介護報酬を請求した。 ・実際には提供していない訪問介護サービスについて、訪問介護を提供したかのような訪問介護記録を作成し、介護報酬を請求した。
帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした	第77条第1項第6号	・事実と異なる内容の記録であることを知りながら、当該記録を監査時に報告した。 ・虚偽の出勤簿、給与支払い明細書を報告した。
質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	第77条第1項第7号	・監査時に、実際には人員基準を充足していないにも関わらず、人員基準を充足しているとの虚偽の答弁を行った。
不正の手段により指定を受けた	第77条第1項第8号	・サービス提供責任者について、有料老人ホームに勤務しているにも関わらず、常勤専従で勤務できるものとして申請し指定を受けた。 ・就業予定のない管理者及び訪問介護員の名義等を使用し、不正に指定を受けた
介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した	第77条第1項第9号	・当該訪問介護事業所と一体的に運営している障害者自立支援法に基づく事業所が、不正請求により、同法に基づく指定取消処分が行われた。